

高校生等修学支援事業の利用を希望される皆さんへ

京都府高校生等修学支援事業
平成21年度貸与（貸付）予約申請
案 内

- ◎ この事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与（貸付）等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。
- ◎ 平成21年4月に高等学校等に進学を希望される方については、要件を満たしていれば、進学時に貸与（貸付）が受けられるよう事前に予約申請をしていただくことができます。
- ◎ この案内を読んでいただき、貸与予約を希望される場合は、「申請の手引き」を在学している中学校から受け取り、申請書類を在学している中学校へ提出してください。
- ◎ 貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸与終了後、返還しなければなりません。修学資金の貸与予約を希望される方は、このことを十分理解のうえ、申請してください。
- ◎ 貸与予約申請の最終締切日は、平成20年12月19日（金）です。
(在学している中学校へ提出してください。)

京 都 府
京 都 府 教 育 委 員 会

【 問い合わせ先 】

京都府教育庁指導部高校教育課奨学担当 TEL 075-414-5856

京都府文化環境部文教課小・中・高校担当 TEL 075-414-4516

～ 京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要について～

高校生等修学支援事業には、4つの貸付制度がありますが、所得に応じて利用できるものとできないものがあります。

制度を利用できる所得のめやす

※あくまでもめやすです。

《 修 学 金 》

《 修 学 支 度 金 》

◆ 4人世帯で主たる生計維持者の年収が約800万円

② 修学支援特別融資 利子補給制度

◆ 保護者が金融機関の融資を利用

◆ 融資限度額
○ 国公立 648,000円
○ 私立 1,080,000円

※ 4人世帯で世帯全体の年収が約472万円を超え、かつ、主たる生計維持者の年収約800万円以下

修学支度金
(入学一時金) の利用
はできません

※ ①高等学校等修学
貸与制度の利用者に限り
利用できます

◆ 4人世帯で世帯全体の年収約472万円

① 高等学校等修学 貸与制度

◆ 生徒に京都府から貸与(貸付)

◆ 貸与月額
○ 国公立 月18,000円以内
○ 私立 月30,000円以内

※ 4人世帯で世帯全体の年収約472万円以下

①-② 修学支度金特別 融資利子補給制度

◆ 保護者が金融機関の融資を利用

◆ 融資額(入学一時金)
○ 国公立 50,000円
○ 私立 250,000円

※ 主たる生計維持者の
年収150万円以上

◆ 主たる生計維持者の
年収150万円

①-① 高等学校等修学 支度金貸与制度

◆ 生徒に京都府から貸与(貸付)

◆ 貸与額(入学一時金)
○ 国公立 50,000円
○ 私立 250,000円

※ 主たる生計維持者の
年収150万円未満

◆ 収入なし